

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加東市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県加東市長

公表日

令和7年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び加東市営住宅条例(平成18年加東市条例第170号)の規定に基づき、市営住宅を整備し、住宅に困窮する者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①収入申告の受理、審査に関する事務 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査に関する事務 ③敷金の徴収に関する事務 ④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査に関する事務 ⑤公営住宅への入居の申込みの受理、審査、決定に関する事務 ⑥同居承認若しくは入居承継の申請の受理、審査、決定に関する事務 ⑦明渡しの請求に関する事務 ⑧家賃の決定又は金銭の徴収に関する事務 ⑨明渡し請求の期限の延長の申出の受理、審査に関する事務 ⑩他の住宅への斡旋に関する事務 ⑪収入状況の報告の請求に関する事務 ⑫その他加東市営住宅条例に規定する事務
③システムの名称	1. 住宅管理システム 2. 宛名システム 3. 収納システム 4. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅入居者管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1号及び別表第一の19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部 都市政策課
②所属長の役職名	都市政策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 都市整備部 都市政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 都市整備部 都市政策課

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人によるチェック体制を整備し、人為的なミスの発生を防ぐ対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含むファイル(市営住宅入居者管理台帳ファイル)は関係者以外の目に触れることがようロッカーに保管している。また、住宅管理システムはインターネットから分離された住民情報系ネットワークにのみ接続し、ログインは、ICカードとパスワード入力による認証によるものとして特定個人情報が漏洩することがないよう対策を講じている。 これらのことから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	I 5 ②	地域整備課 課長 小坂 征幸	地域整備課長 大橋勝彰	事後	
平成29年6月12日	II 1	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年6月12日	II 2	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 1 ②	公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び加東市営住宅条例(平成18年加東市条例第170	公営住宅法(昭和26年法律第193号)及び加東市営住宅条例(平成18年加東市条例第170	事後	
令和1年6月28日	I 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成2	・番号法第9条第1号及び別表第一の19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和1年6月28日	I 4 ②の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 31の項 省令第7号(番号法別表第二の主務省令で定	・番号法第19条第7号及び別表第二の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和1年6月28日	I 5 ①	まち・農整備部 地域整備課	都市整備部 都市政策課	事後	
令和1年6月28日	I 5 ②	地域整備課長 大橋勝彰	都市政策課長	事後	
令和1年6月28日	I 7	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地	事後	
令和1年6月28日	I 8	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地	事後	
令和1年6月28日	II 1	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II 2	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による見直し
令和3年9月1日	I 4 ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和6年6月28日	II 1	平成31年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	II 2	平成31年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年8月1日	IV 8	—	項目の追加	事前	様式変更による追記
令和7年8月1日	IV 11	—	項目の追加	事前	様式変更による追記